

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市課設置条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 号	多久市個人情報保護条例及び多久市特定個人情報 保護条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 3 号	多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例……………	5
議案甲第 4 号	市長及び副市長の諸給与条例及び多久市教育長の 諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例……………	7
議案甲第 5 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	9
議案甲第 6 号	多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の 一部を改正する条例……………	1 3
議案甲第 7 号	多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する 条例の一部を改正する条例……………	1 4
議案甲第 8 号	令和 2 年度（繰越）公共土木災害復旧事業 3 年災 第 3 号大田柄線道路災害復旧工事の請負契約の一部 変更について……………	1 6
議案甲第 9 号	林道災害復旧事業 3 年災林道山頭線 1 号災害復旧 工事の請負契約の一部変更について……………	1 7
議案甲第 1 0 号	財産の取得について……………	1 8

議案甲第 1 1 号	多久市陸上競技場等の指定管理者の指定の一部変更 について……………	2 1
議案甲第 1 2 号	市道路線の廃止について……………	2 2
議案甲第 1 3 号	市道路線の認定について……………	2 6
議案乙第 1 号	令和 4 年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 2 号	令和 4 年度多久市給与管理・物品調達特別会計予算…	別冊
議案乙第 3 号	令和 4 年度多久市土地区画整理事業特別会計予算…	別冊
議案乙第 4 号	令和 4 年度多久市公共下水道事業特別会計予算…	別冊
議案乙第 5 号	令和 4 年度多久市農業集落排水事業特別会計予算…	別冊
議案乙第 6 号	令和 4 年度多久市宅地造成事業特別会計予算…	別冊
議案乙第 7 号	令和 4 年度多久市国民健康保険事業特別会計予算…	別冊
議案乙第 8 号	令和 4 年度多久市後期高齢者医療特別会計予算…	別冊
議案乙第 9 号	令和 4 年度多久市病院事業会計予算……………	別冊

議案乙第 1 0 号	専決処分の承認について（令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 1 0 号））……………	3 2
議案乙第 1 1 号	専決処分の承認について（令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 1 1 号））……………	3 4
議案乙第 1 2 号	令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 1 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 3 号	令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 1 3 号）……………	別冊
議案乙第 1 4 号	令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 5 号	令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 6 号	令和 3 年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 7 号	令和 3 年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 8 号	令和 3 年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 9 号	令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊

議案乙第20号	令和3年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) ……………別冊
議案乙第21号	令和3年度多久市病院事業会計補正予算(第4号) …別冊
議案乙第22号	令和4年度多久市一般会計補正予算(第1号) ……別冊
議案乙第23号	令和4年度多久市病院事業会計補正予算(第1号) …別冊

議案甲第1号

多久市課設置条例の一部を改正する条例

多久市課設置条例（平成22年多久市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（多久市議会委員会条例の一部改正）

2 多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「新公立病院整備課、市民生活課」を「市民生活課」に改める。

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

組織の見直しに伴い課の廃止を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第2号

多久市個人情報保護条例及び多久市特定個人情報保護条例の一部
を改正する条例

(多久市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 多久市個人情報保護条例（平成14年多久市条例第17号）の一部を
次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平
成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平
成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

(多久市特定個人情報保護条例の一部改正)

第2条 多久市特定個人情報保護条例（平成27年多久市条例第18号）の一
部を次のように改正する。

第13条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平
成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平
成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同号ウ中「独立行政法人等
の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条
第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第3号

多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多久市職員の育児休業等に関する条例（平成4年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第20条の見出し中「請求」を削り、同条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第4号

市長及び副市長の諸給与条例及び多久市教育長の諸給与及び勤務
条件に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の諸給与条例(昭和29年多久市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条後段中「 100 分の 157.5 と」の次に「、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合)」と」を加える。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例(昭和29年多久市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条後段中「 100 分の 157.5 と」の次に「、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合)」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

市長、副市長及び教育長の期末手当について、在職日数に応じた支給をするため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第5号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)」に改め、同条第1項中「100分の10.84」を「100分の10.25」に改める。

第4条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)」に改め、同条中「26,000円」を「24,800円」に改める。

第5条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)」に改め、同条第1号中「28,700円」を「28,200円」に改め、同条第2号中「14,350円」を「14,100円」に改め、同条第3号中「21,525円」を「21,150円」に改める。

第6条中「100分の2.95」を「100分の2.85」に改める。

第7条中「7,000円」を「6,700円」に改める。

第7条の2第1号中「7,500円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,750円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「5,625円」を「5,475円」に改める。

第8条中「100分の2.12」を「100分の2.08」に改める。

第9条中「9,200円」を「8,800円」に改める。

第9条の2中「4,300円」を「4,200円」に改める。

第21条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「18,200円」を「17,360円」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等

割額」に改め、同号イ(ア)中「20,090円」を「19,740円」に改め、
同号イ(イ)中「10,045円」を「9,870円」に改め、同号イ(ウ)中「1
5,068円」を「14,805円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「4,
690円」に改め、同号エ(ア)中「5,250円」を「5,110円」に改め、
同号エ(イ)中「2,625円」を「2,555円」に改め、同号エ(ウ)中「3,
938円」を「3,833円」に改め、同号オ中「6,440円」を「6,1
60円」に改め、同号カ中「3,010円」を「2,940円」に改め、同条
第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア
中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被
保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「13,000円」を「1
2,400円」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改
め、同号イ(ア)中「14,350円」を「14,100円」に改め、同号イ(イ)
中「7,175円」を「7,050円」に改め、同号イ(ウ)中「10,763
円」を「10,575円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「3,350
円」に改め、同号エ(ア)中「3,750円」を「3,650円」に改め、同号
エ(イ)中「1,875円」を「1,825円」に改め、同号エ(ウ)中「2,8
13円」を「2,738円」に改め、同号オ中「4,600円」を「4,40
0円」に改め、同号カ中「2,150円」を「2,100円」に改め、同条第
3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中
「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保
険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「5,200円」を「4,9
60円」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」
を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同
号イ(ア)中「5,740円」を「5,640円」に改め、同号イ(イ)中「2,
870円」を「2,820円」に改め、同号イ(ウ)中「4,305円」を「4,
230円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,340円」に改め、同
号エ(ア)中「1,500円」を「1,460円」に改め、同号エ(イ)中「75
0円」を「730円」に改め、同号エ(ウ)中「1,125円」を「1,095

円」に改め、同号オ中「1, 840円」を「1, 760円」に改め、同号カ中「860円」を「840円」に改める。

第21条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第21条の3 当該年度において、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第21条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 第21条第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 720円
- イ 第21条第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 200円
- ウ 第21条第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 920円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 第21条第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 005円
- イ 第21条第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 675円
- ウ 第21条第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 680円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 350円

附則第2項中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 6 号

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する
条例

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例(平成 5 年多久市条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「2 人目以降の児童について、区分 3、4 及び 6 (夏季休業
日のみ)」を「2 人目以降の児童について、区分 1 から 6 まで」に改める。

別表第 2 備考中「2 人目以降の児童について、区分 1、2 及び 6 (夏季休業
日のみ)」を「2 人目以降の児童について、区分 1 から 6 まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

同一世帯から 2 人以上の児童が利用する場合の 2 人目以降の負担金を軽減す
るため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 7 号

多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例

多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例（平成 17 年多久市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 31 条（ただし、旅館業を除く）又は農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 10 条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 24 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例第 5 条第 2 項の規定により課税免除の適用を受けている者については、改正後の多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 8 号

令和 2 年度（繰越）公共土木災害復旧事業 3 年災第 3 号大田柄線
道路災害復旧工事の請負契約の一部変更について

令和 2 年度（繰越）公共土木災害復旧事業 3 年災第 3 号大田柄線道路災害復
旧工事の請負契約（令和 3 年 5 月 1 1 日議決、議案甲第 1 1 号）の一部を次の
ように変更する。

契約の金額の項中「205,590,000円」を「166,621,40
0円」に、工期の項中「令和 4 年 3 月 1 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改
める。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規
定により、この案を提案する。

議案甲第9号

林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約
の一部変更について

林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約（令和3年
6月17日議決、議案甲第18号）の一部を次のように変更する。

工期の項中「令和4年3月25日」を「令和4年3月31日」に改める。

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提案する。

議案甲第10号

財産の取得について

次の土地を公有財産として取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多久市条例第3号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

- 1 取得面積 25,435平方メートル
- 2 取得の明細 別紙
- 3 取得予定額 123,332,600円
- 4 契約の相手方 別紙

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

新公立病院建設用地を取得するため、この案を提案する。

(別紙)

土地の表示

多久市東多久町大字別府地内

地番	地目	地籍 (㎡)	契約の相手方	
			住所	氏名
3562番	田	3,360	多久市東多久町大字別府 5421番地1	田中 孝幸
3563番	田	1,932	多久市東多久町大字別府 4155番地2	桃崎 明子
3564番	田	1,415	小城市小城町自在303番 地3	古賀 憲幸
3565番	田	2,881	多久市東多久町大字別府 4379番地	山口 博信
3567番	田	1,106	多久市東多久町大字納所 4795番地	堀口 清治
3568番	田	2,902	多久市東多久町大字別府 1004番地	松尾 剛
3569番	田	3,123	佐賀市水ヶ江2丁目3番 10-103号	西山 茂範
3571番	田	1,411	多久市東多久町大字納所 4795番地	堀口 清治
3572番	田	1,703	東京都新宿区西落合1丁 目25番地17-304	小池 和人
3573番 3	雑種地	278	多久市北多久町メイプル タウン11番6号	中山 博通
3573番 4	田	271	多久市北多久町メイプル タウン11番6号	中山 博通
3574番	田	644	多久市東多久町大字別府	黒岩 正喜

1			1041 番地	
3 5 7 5 番 1	田	907	多久市東多久町大字別府 4379 番地	山口 博信
3 5 7 6 番 1	田	1,219	多久市東多久町大字別府 1004 番地	松尾 剛
3 5 7 7 番 1	田	1,056	多久市東多久町大字別府 1004 番地	松尾 剛
3 5 7 8 番	田	1,227	多久市東多久町大字別府 972 番地	百崎 正徳
計	1 6 筆	25,435		

議案甲第11号

多久市陸上競技場等の指定管理者の指定の一部変更について

多久市陸上競技場等の指定管理者の指定（令和2年12月15日議決、議案甲第55号）の一部を次のように変更する。

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 施設の名 称 | 多久北部運動広場 |
| 2 | 変更前指定期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 3 | 変更後指定期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |

上記の議案を提出する。

令和4年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久北部運動広場の供用廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提案する。

議案甲第 1 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
2 1 6	納所線	東多久町大字納所 6276 番 1 地先
		東多久町大字納所 6011 番 1 地先
3 1 5	上田町・羽佐間線	北多久町大字多久原 7 番 2 地先
		東多久町大字別府 3778 番 1 地先
3 6 1	大野白木線	南多久町大字花祭 2960 番 7 地先
		南多久町大字花祭 3464 番 1 地先

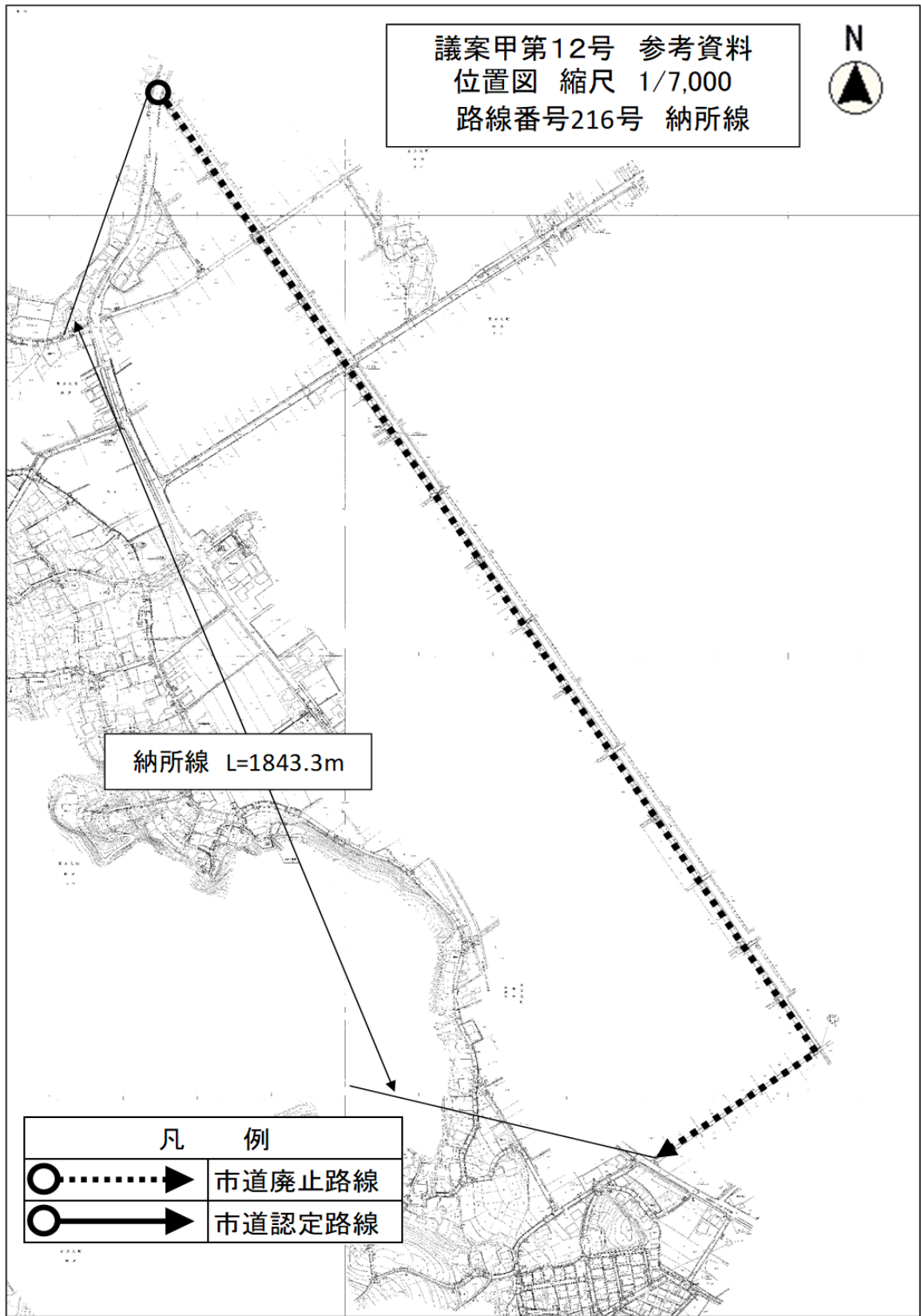
上記の議案を提出する。

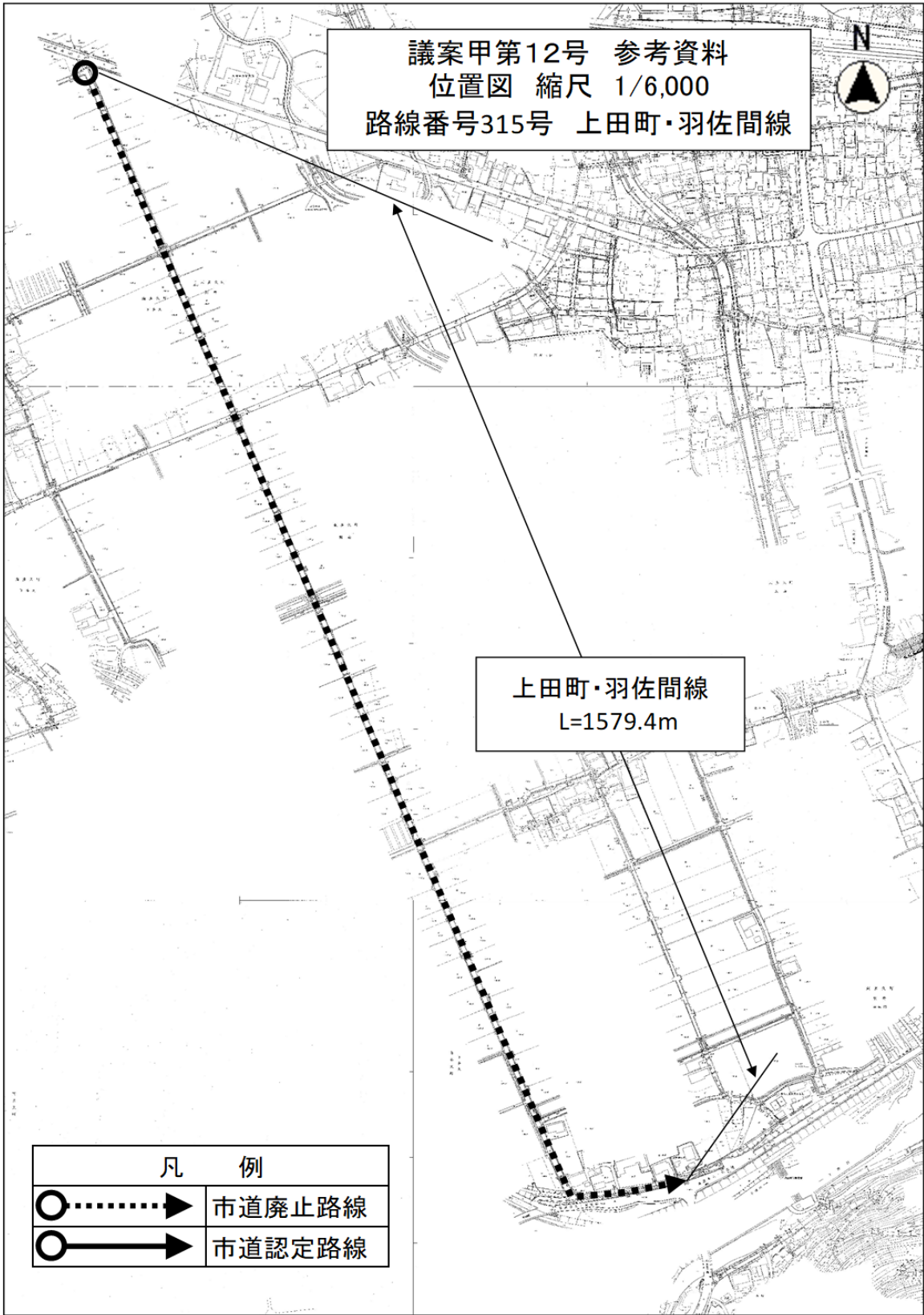
令和 4 年 3 月 1 日

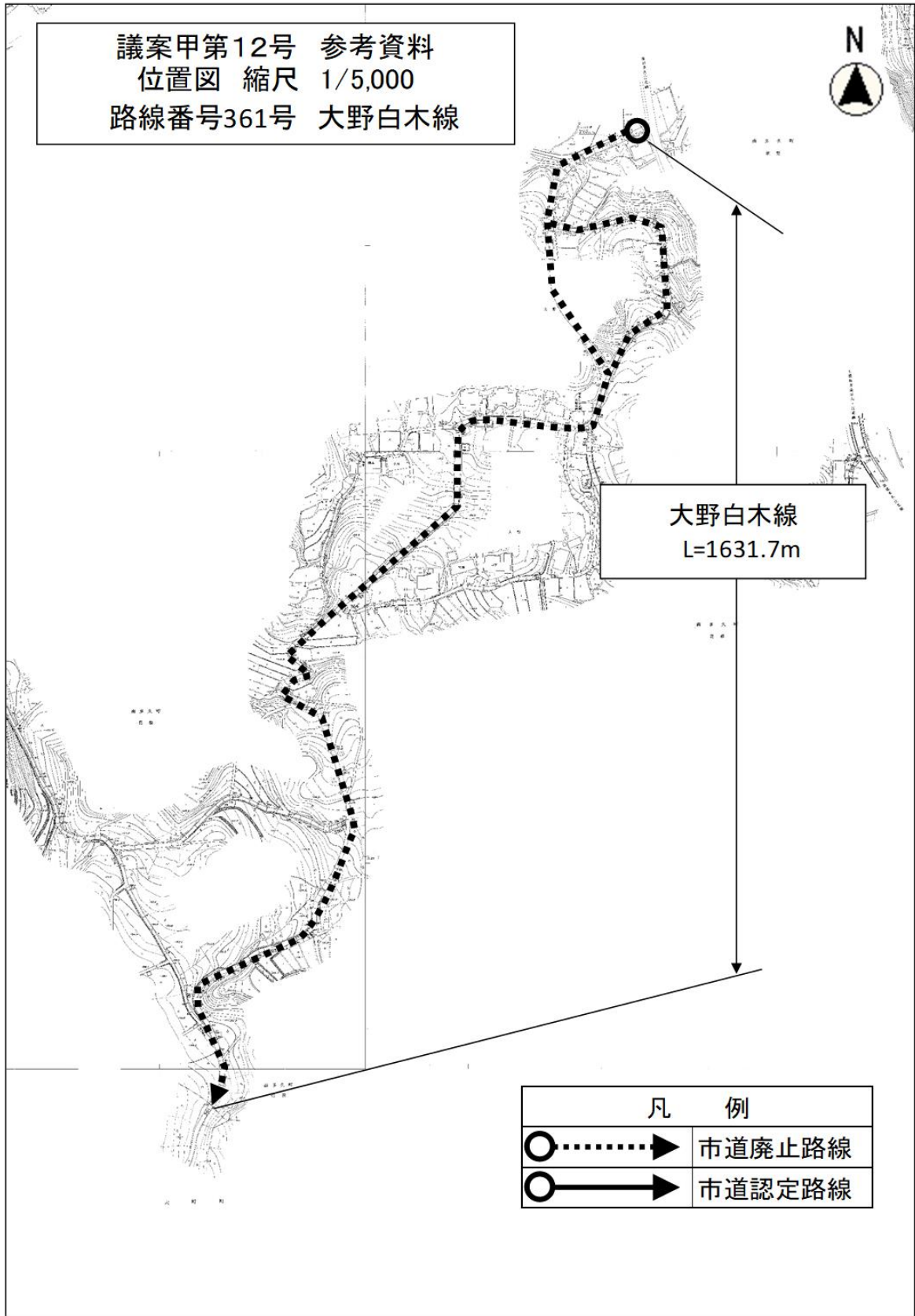
多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市道路線の見直しにより、3 路線を廃止する必要があるため、この案を提案する。







議案甲第 1 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
2 1 6	納所線	東多久町大字納所 6276 番 1 地先
		東多久町大字納所 6011 番 1 地先
2 5 3	池の平 3 号線	東多久町大字別府 2718 番 4 地先
		東多久町大字別府 2724 番 2 地先
3 1 5	上田町・羽佐間線	北多久町大字多久原 7 番 2 地先
		東多久町大字別府 3737 番 5 地先
3 6 1	大野白木線	南多久町大字花祭 2960 番 7 地先
		南多久町大字花祭 3464 番 1 地先
3 9 7	大野 3 号線	南多久町大字花祭 3162 番 1 地先
		南多久町大字花祭 2045 番 1 地先

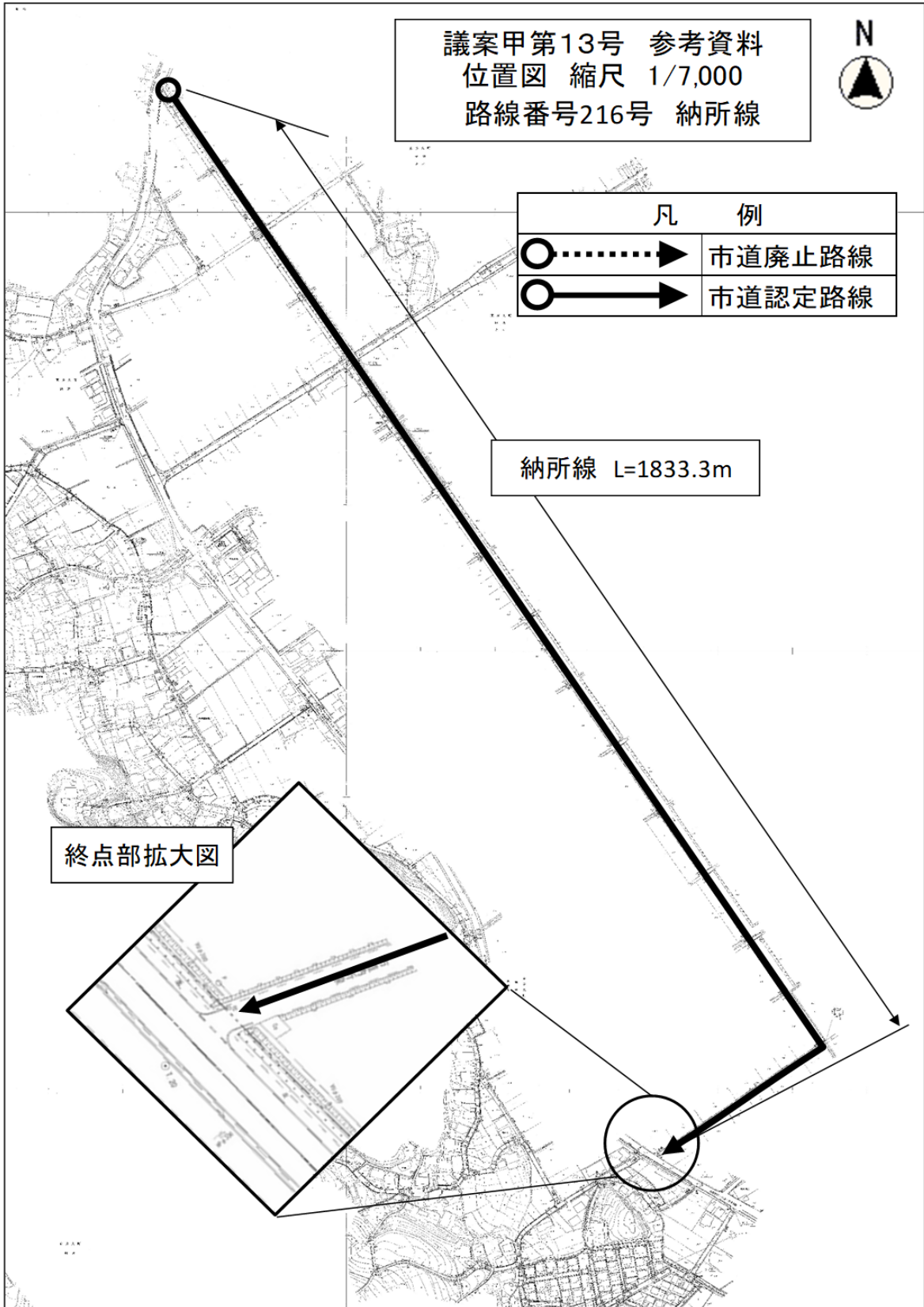
上記の議案を提出する。

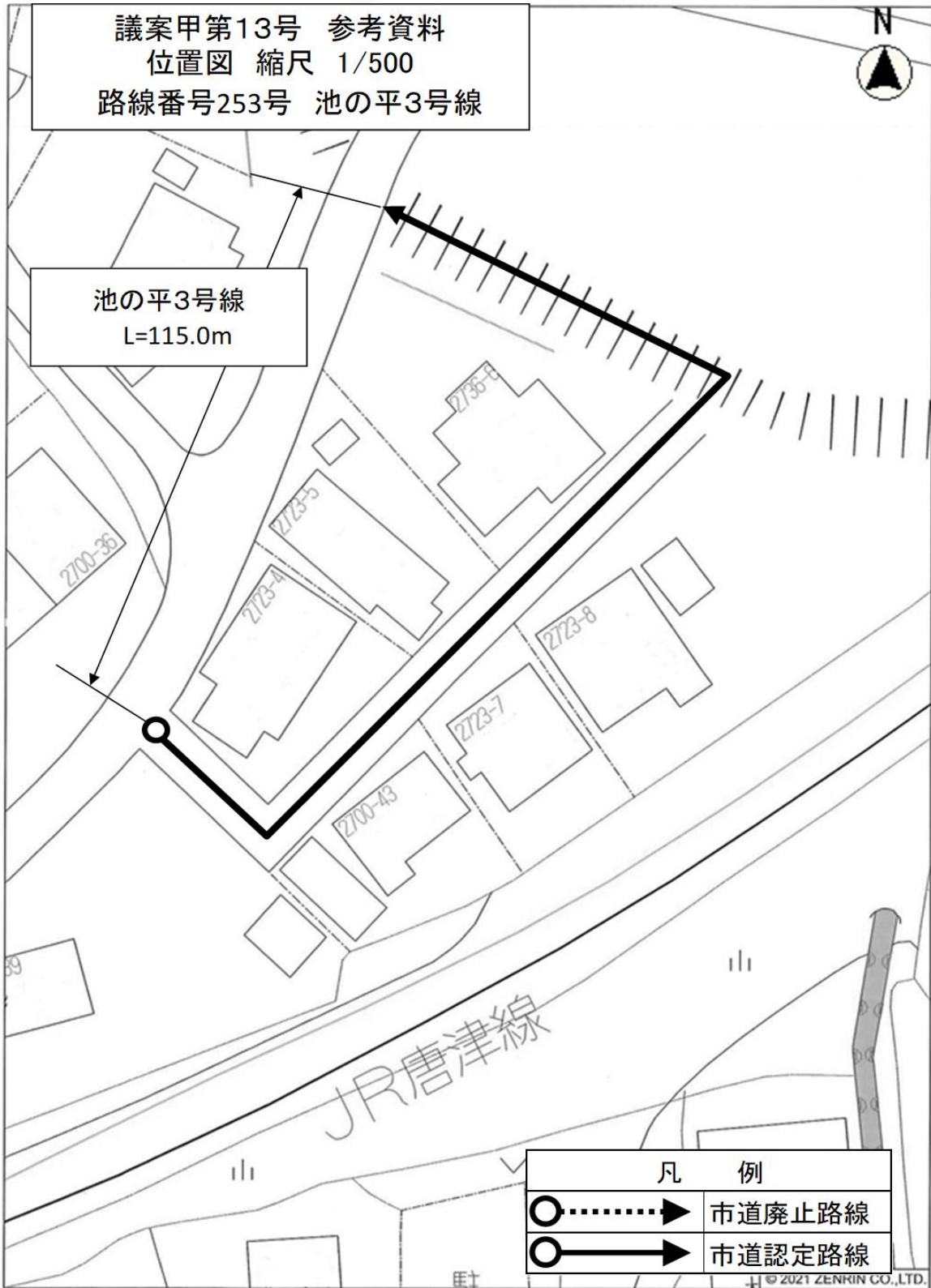
令和 4 年 3 月 1 日

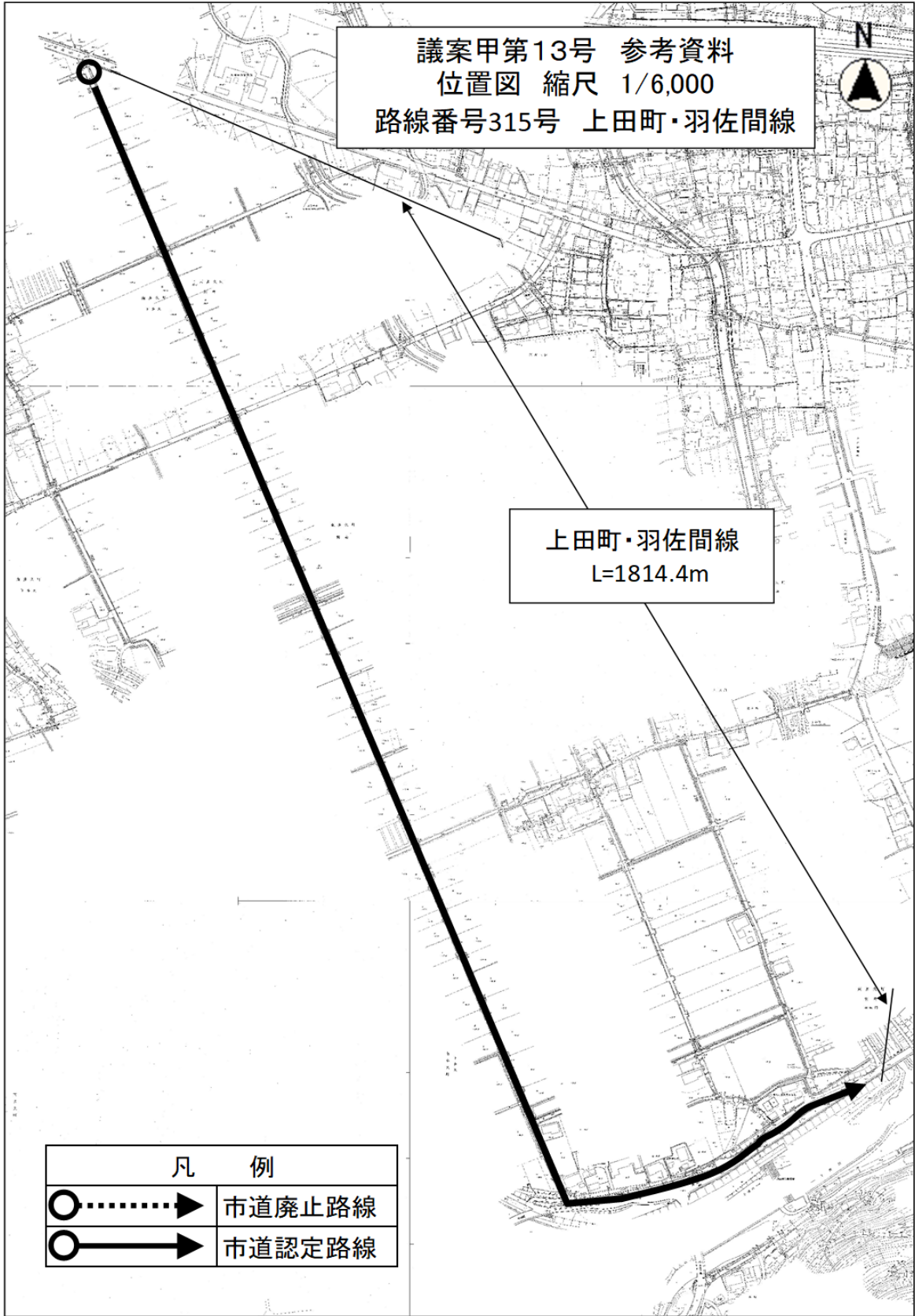
多久市長 横 尾 俊 彦

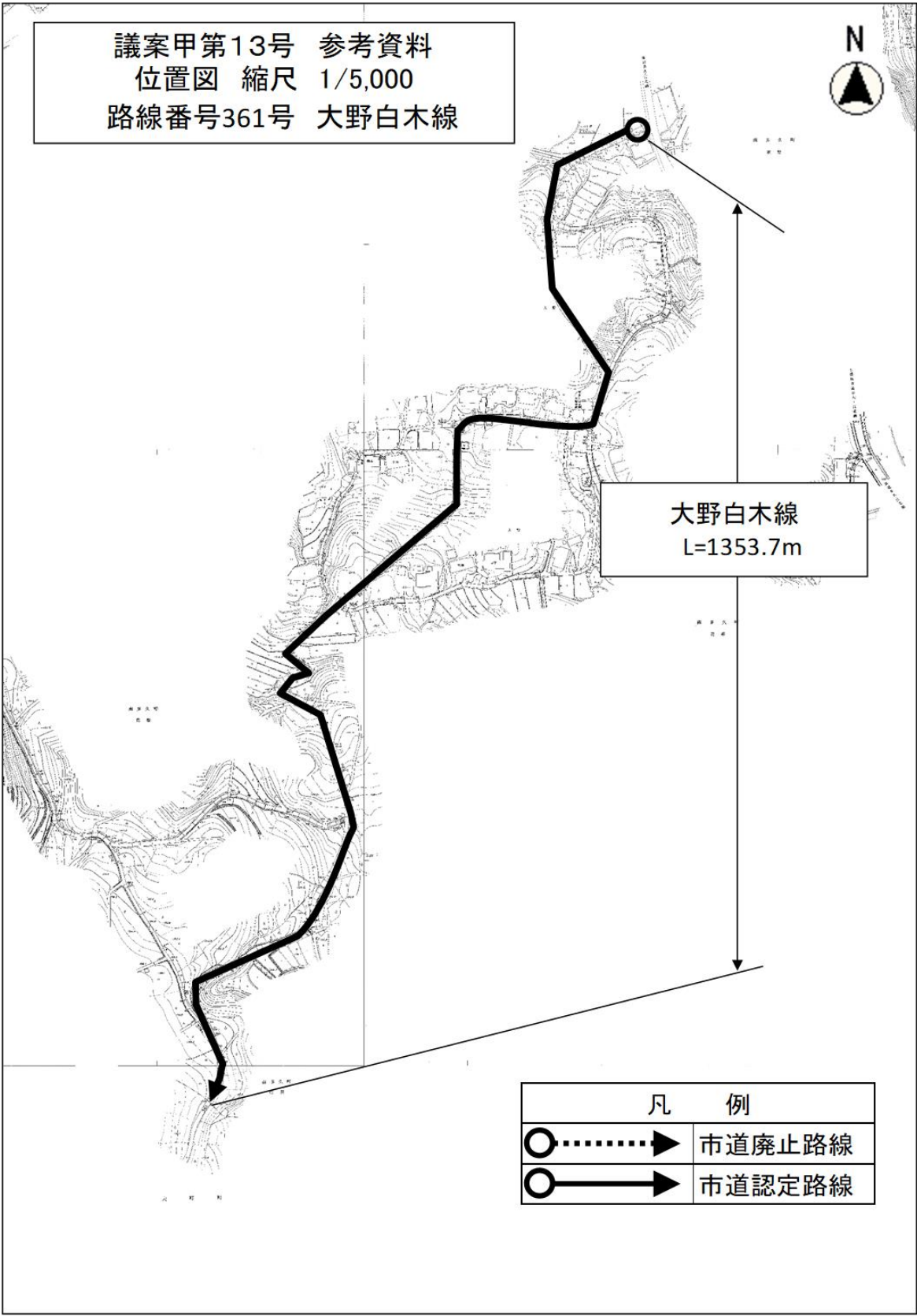
（提案理由）

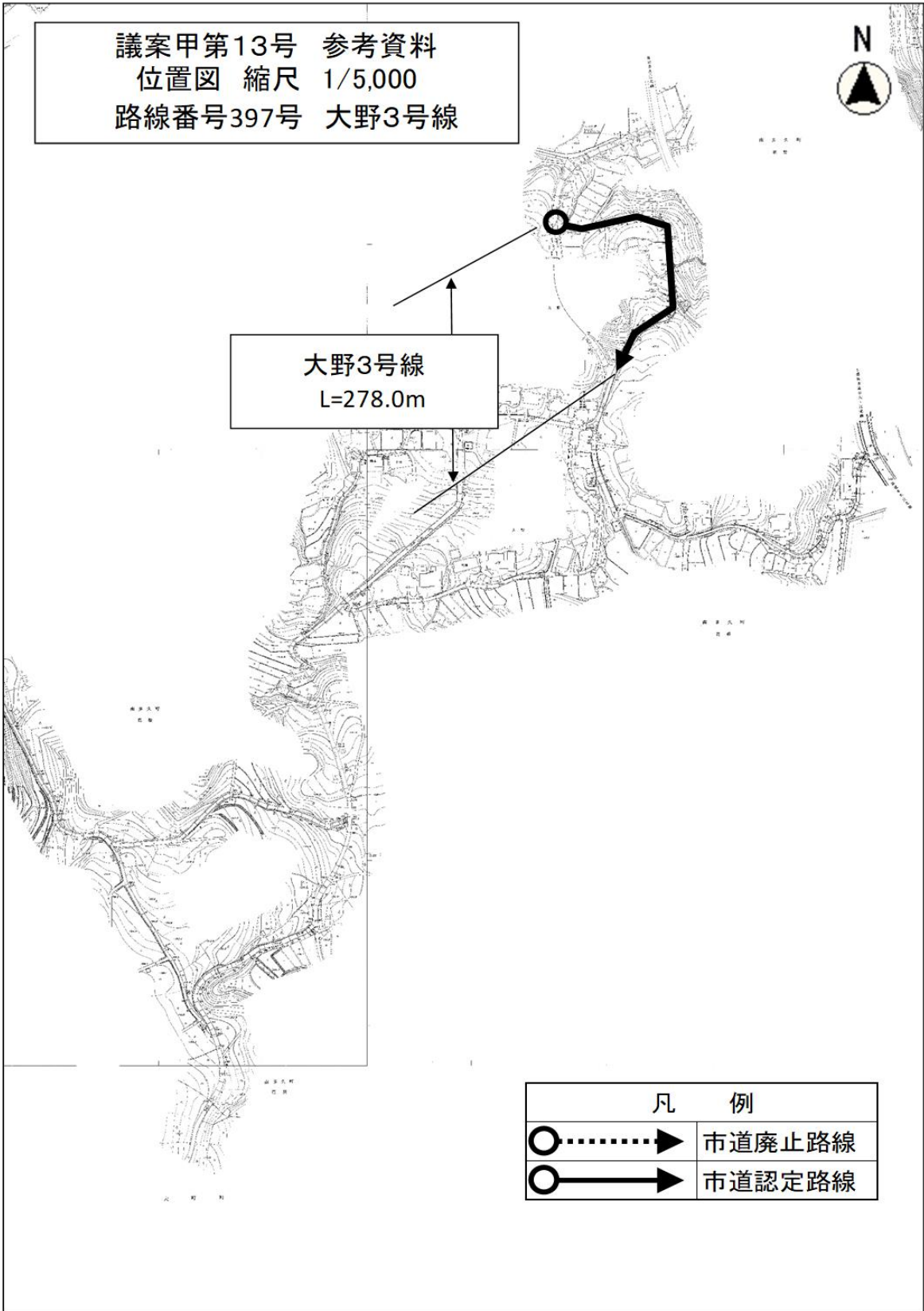
市道路線の見直しによる 4 路線及び新規 1 路線を認定する必要があるため、この案を提案する。











議案乙第 10 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 10 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 10 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市一般会計補正予算（第10号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和3年12月16日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 1 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 1 1 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 1 1 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市一般会計補正予算（第11号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和3年12月28日

多久市長 横 尾 俊 彦